

東かがわ市教育委員会告示第6号

東かがわ市中学生海外研修事業実施要綱を次のように定める。

令和6年4月25日

東かがわ市教育委員会教育長 松浦 隆夫

東かがわ市中学生海外研修事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、次代を担う中学生を海外に派遣し、英語によるコミュニケーションを通して、国際感覚豊かな人材を育成するとともに、交流経験を地域及び学校に還元することで、市の国際理解教育の充実を図る東かがわ市中学生海外研修事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、東かがわ市教育委員会（以下「教育委員会」という。）とする。

(派遣団の組織)

第3条 事業により第7条に規定する派遣先（以下「派遣国」という。）へ渡航する参加者（以下「参加者」という。）及び参加者を引率し派遣先へ渡航する者（以下「引率者」という。）は、当該年度の全ての参加者及び引率者（以下「派遣団」という。）が決定した日から当該事業が終了する日まで、当該派遣団を組織しなければならない。

(事業内容)

第4条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 参加者の募集及び決定
- (2) 引率者の決定
- (3) 派遣団を対象とした事業説明会の実施
- (4) 派遣団を対象とした事前学習会の実施
- (5) 派遣国への派遣団の派遣
- (6) 帰国後の報告会の実施
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める活動

(応募資格)

第5条 この事業の参加者として応募しようとする者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 東かがわ市立中学校に在学する中学生
- (2) 学習意欲及び参加意欲を有する者
- (3) 協調性に富み、規律ある団体行動ができる者
- (4) 事業参加について保護者の同意を得た者

(引率者)

第6条 第3条に規定する引率者は、次に掲げる者から教育委員会が若干名決定するものとする。

- (1) 東かがわ市の職員（会計年度任用職員を含む）
- (2) 東かがわ市立小学校及び中学校の教職員
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

(派遣先)

第7条 派遣先は、オーストラリア国クイーンズランド州ケアンズ市とする。

(派遣人数)

第8条 派遣する人数は、市の予算の範囲内で決定する。

(派遣期間)

第9条 派遣国への派遣期間は、概ね10日以内とする。

(参加者負担金)

第10条 派遣国への派遣に当たり、参加者は、旅費（渡航費、宿泊費、食費、研修活動費等をいう。以下同じ。）を負担しなければならない。

2 前項の旅費は、1人当たり3割程度に相当する額とする。

3 前項の規定にかかわらず、東かがわ市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱（平成15年東かがわ市教育委員会告示第4号）第7条に規定する要保護児童生徒又は準要保護児童生徒の認定を受けた者の旅費は、1人当たり1割程度に相当する額とする。

4 参加者は、前2項に規定する負担金を、教育委員会が交付する納入通知書をもって指定する金融機関に、派遣国に出発する10日前までに納付するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月25日から施行する。